

# 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年1月22日(月) 午後7:00 ~

2. 開催場所 役場2階 第1会議室

3. 出席委員(12人)

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	野々上良弘
	高木宣美
	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂

欠席者

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏

事務局

報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

1ページをご覧下さい。

申請番号 22-1

届出人 [ ] 氏

土地の所在

大字 [ ] 番地 現況地目 田 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 [ ] 現況地目 田 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 [ ] 現況地目 畑 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 現況地目 田 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 [ ] 現況地目 畑 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 現況地目 畑 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 現況地目 田 面積 [ ] m<sup>2</sup>

申請事由 相続により

あつせん希望 無

3ページ目 4ページ目が届出書となります。

5ページ6ページに届出書の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1ページをご覧下さい。

申請番号 23-2 2ページ目の 24-3 ですが同一申請者である為まとめて読み上げさせていただきます。

届出人 [ ] 氏

土地の所在

大字 [ ] 番地 [ ] 登記地目 田 現況 宅地 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 [ ] 登記地目 田 現況 宅地 面積 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] 番地 [ ] 登記地目 畑 現況 宅地 面積 [ ] m<sup>2</sup>

平成5年に転用申請が許可されていますが、登記変更がされていない為今回の届出となります。

2ページ目

大字 [ ] 番地 登記地目 田 現況 水路 [ ] m<sup>2</sup>

申請事由 相続により

あつせん希望 無

7ページ目 8ページ目 9ページ目が届出書となります。

10ページ目に届出書の地積図を添付しておりますので、ご参照ください。

11ページ目 12ページ目 13ページ目が届出書となります。

こちらの申請は国土調査時に不明となっており、地積としては水路付近であるとありますが、登記上田として残っている為、今回の届出となります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 ページ目をご覧ください。

申請番号 25-4

届出人 [redacted] 氏

土地の所在

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 畑 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 畑 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 畑 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

大字 [redacted] 番地 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m<sup>2</sup>

申請事由 相続により

あつせん希望 無

14 ページ目 15 ページ目が届出書となります。

16 ページ目から 21 ページ目に届出書の地積図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

えっと、この 3 件なんですけど、相続権の権利移動ということで、皆さんの方から何か意見があれば、無ければ報告という形でいいですか。

委員

これ、田んぼが宅地。

事務局

平成 5 年に農業委員会のほうで転用許可が出てまして、その時に登記方を宅地に変えて無くて登記は田で現況は宅地にして、許可の方は平成 5 年にしてあるので、相続してからじゃないと移動ができませんので、登記上は田として相続で上がったと言う事です。

会長

わかりました。他に問題ないですね。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員